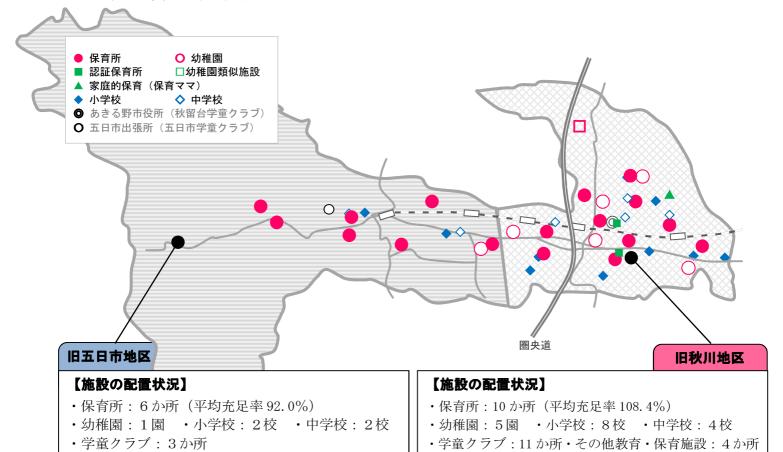
第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供区域の設定

市は、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ(勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢)に柔軟に対応できること、本市は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、市全域(1区域)で教育・保育の量の見込みを定めていきます。

■あきる野市の子育て資源



2 幼児期の学校教育・保育

(1) 前提となる事項

市では、市内に居住するO~5歳の子どもについて「現在の保育所、幼稚園、認定こども園の利用状況」に「利用希望」を加味して国の定める以下の3つの区分で認定します。

■認定区分と提供施設

- 0								
		認定区分	提供施設					
	1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学 校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園					
	2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園					
	3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業					

■子育て支援の「給付」と事業の全体像

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- ○認定こども園
- 〇幼稚園
- 〇保育所

地域型保育給付

- 〇小規模保育
 - (定員は6人以上19人以下)
- 〇家庭的保育
 - (保育者の居宅等において保育を行う。 定員は5人以下)
- 〇居宅訪問型保育

(子どもの居宅等において保育を行う。)

〇事業所内保育

(事業所内の施設等において保育を行う。)

児童手当

地域子ども・子育て支援事業

〇利用者支援 新設

(新制度により提供される給付・事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。)

- 〇地域子育て支援拠点事業
- 〇妊婦健診
- 〇乳児家庭全戸訪問事業
- 〇養育支援訪問事業
- 〇子育て短期支援事業
- 〇ファミリー・サポート・センター
- 〇一時預かり
- 〇延長保育事業
- 〇病児・病後児保育事業
- 〇学童クラブ
 - ※対象児童の拡大

(概ね10歳未満の小学生→小学校6年生)

- 〇実費徴収に係る補足給付を行う事業 新設
- 〇多様な主体が本制度に参入することを 促進するための事業新設

(2) 需要量の見込み

計画期間(平成27年度から平成31年度)における、「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定めます。

(3) 提供体制の確保の内容及び実施時期

市は、設定した「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」に対応できるよう、「教育・保育施設 および地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)を定めます。

■平成 25 年度の保育·教育の状況 0~5歳人口:4,159 人(平成 25 年4月1日時点)

幼稚園等利用者数		保育所等利用者数		
3~5歳(%)	0~5歳			
※5/1 時点	(%)	0~2歳	3~5歳	
1,004 人	1,825 人	707.1	4 000 1	
(24.14%)	(43.88%)	737 人	1,088 人	

■幼児期の学校教育【幼稚園・認定こども園】(1号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(必	要利用定員総数)	908 人	891 人	855 人	832 人	809 人
②確保の内容	幼稚園 認定子ども園、	●人	●人	●人	●人	●人
2-1		0	0	0	0	0

■幼児期の保育【保育所・認定こども園】(2号認定、3号認定)

「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成 2	7 年度	平成 2	8年度	平成 2	9 年度	平成 3	0 年度	平成 3	1 年度
		2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3 号
①量の見込(必要利用定員総数)		1,074 人	897 人	1,053 人	872 人	1,011 人	855 人	984 人	841 人	957 人	826 人
②確保の内容	保育所 認定子ども園	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人	●人
②唯体の内台	地域型保育事業		●人		人		●人		●人		●人
2-1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業

5年間の計画期間(平成27年度から平成31年度)における、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容」を定め、提供体制の確保策やその実施時期を事業計画で明確にし、各年度の進捗管理をしていきます。

(1) 利用者支援に関する事業

利用者支援事業は、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うことともに、子どもまたは保護者の相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との調整を行う事業で、利用希望を把握し、身近な場所でサービスが受けられるように把握した目標量および確保の内容を設定していきます。

現在、市では「るのキッズ通信」や「るのキッズメール」などで妊娠中から子育て中の方を対象に情報提供を行っています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所
②確保の内容	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所

(2) 時間外保育事業(延長保育事業)

保護者の就労時間の長時間化や通勤時間の広がり等に伴う、保育時間帯のニーズを把握し、目標事業量を設定していきます。

現在、市では勤務時間や通勤時間の都合で開所時間(11時間保育)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

■延長保育の実施箇所数

実施時間	公立保育所	私立保育所
午後7時00分までの延長保育	2か所	9か所
午後7時15分までの延長保育	_	2か所
計	2か所	11か所

■「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	745 人	725 人	705 人	690 人	675 人
②確保の内容	●人 ●か所	●人 ●か所	●人 ●か所	●人 ●か所	●人 ●か所

(3) 学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により、放課後家庭において適切な監護が受けられない児童を 対象として、仲間づくりや活動や遊びを通して、たくましい体や心を育てること等を目的に設置 されています。市は、設定した「量の見込み」に対応できるよう、確保の内容及び実施時期(確 保方策)を定めます。

■学童クラブ実績

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入会者数(4月1日時点)	667 人	689 人	701 人
設置箇所数	13 か所	13 か所	13 か所

■「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(1~4年生)	911 人	892 人	875 人	869 人	846 人
②確保の内容	●人	●人	●人	●人	●人
①量の見込(5、6年生)	77 人	76 人	79 人	76 人	74 人
②確保の内容	●人	●人	●人	●人	●人

(4) 子育て短期支援事業

子育て支援短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、児童の養育を一時的に困難になった場合等に児童養護施設などで一時的に児童をお預かりする事業です。

市ではショートステイ事業を児童福祉施設「東京恵明学園」(所在地:青梅市)で、宿泊を含めた 事業を行っています。トワイライトステイは夕方から夜間にかけて預かりを行う事業で市では現 在、実施していません。ニーズ量に合わせたサービスについて定めます。

■ショートステイ事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
年間利用者数	延べ 132 人	延べ 152 人	延べ 77 人
設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	65 人日	64 人日	62 人日	60 人日	59 人日
②確保の内容	●人日	●人目	●人目	●人目	●人日

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭〔新生児訪問(生後2か月まで)を含む〕を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を定めます。

■新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
出生者数	681 人	655 人	622 人
新生児訪問	257 人	296 人	389 人
こんにちは赤ちゃん訪問	372 人	337 人	223 人
訪問率(%)	92.4%	96.6%	98.4%

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(訪問件数)	568 件	560 件	549 件	539 件	530 件
②量の見込(訪問率)	●%	●%	●%	●%	●%
③確保の内容	実施機関: ●保健センター	実施機関: ●保健センター	実施機関: ●保健センター	実施機関: ●保健センター	実施体制: ●人 実施機関: ●保健センター 委託団体等:
	●協会	●協会	●協会	●協会	●協会

(6)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

養育訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、適切な養育の実施を確保するため、保健師及び保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導、助言及び家事の援助等を行うほか、要保護児童地域対策協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行う事業です。関係機関と連携し、迅速な対応等が図れるよう機能強化を行います。

■養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
専門的相談支援	29 件	34 件	16 件
育児支援ヘルパー派遣	0 件	23 件	18 件
要保護児童対策協議会代表者会議	2 回	2 回	2 💷
要保護児童対策協議会実務者会議	3 回	3 回	3 🛭
要保護児童対策協議会個別ケース検討会議	17 回	20 回	12 回

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業で、市では子育てひろばを3ヶ所(子育てひろば秋川あすなろ、子育てひろばいつかいち、子育てひろばにしあきる)で子育て相談や子育てサークル活動の場の提供、講習会などを実施しています。利用者希望数、利用実績等を勘案して、適切な事業目標量を定めます。

■地域子育て支援拠点事業(子育てひろば)実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数	97 件	174 件	186 件
利用者数 ※	_	3,730 人	6,114 人
設置箇所数	2 か所	3 か所	3 か所

[※]利用者数は親子の合計人数となっています。

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

地域子育て支援拠点事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込	4,350 人回/月	4,400 人回/月	4,450 人回/月	4,450 人回/月	4,450 人回/月
②確保の内容	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)
2-1	0	0	0	0	0

(8) 一時預かり事業

一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業と就学前までの児童(主に O から 2 歳まで)を、保護者が疾病、出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたいときなどに保育所でお子さんをお預かりする一時預かり事業です。利用希望量を勘案し適切な目標事業量を定めます。

■幼稚園における在園児を対象とした預かり保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	延べ 20,108 人	延べ 20,111 人	延べ 22,727 人
設置箇所数	6 か所	6 か所	6 か所

■一時預かり事業実績 ※その他の事業に該当

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	延べ 502 人	延べ 369 人	延べ 437 人
設置箇所数	11 か所	12 か所	12 か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

一時預かり(預かり保育)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
	①1号認定による利用	557 人日	546 人日	524 人日	510 人日	496 人日
①量の見込	②2号認定による利用	55,767 人日	54,679 人日	52,504 人日	51,098 人日	49,691 人日
	③その他	1,472 人日	1,432 人日	1,389 人日	1,357 人日	1,325 人日
②確保の内容	3	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)	●人日 (●か所)
2-1		0	0	0	0	0

(9) 病時·病後児保育事業

病時・病後児保育事業は保護者の子育てと就労等の両立を支援する事業で、「病時保育」は病気または病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を医療機関の併設等の病時保育室で預かる事業です。「病後児保育」は、病気回復期にあるため集団保育が困難な児童を保育所等に併設している病後児保育室で預かる事業です。市ではこのうち「病後児保育事業」を行っていますが、「病時保育事業」は実施していません。ニーズに合わせた利用希望量を勘案し適切な目標事業量と「病時保育事業」の実施について検討をします。

■病後児保育事業実績

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用者数	延べ 22 人	延べ8人	延べ3人
設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(病後児保育)	870 人日				
②実施箇所数	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所
①実施箇所数(病児保育)					

(10) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センター事業は、育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助をしてほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする会員組織で相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。利用実績に基づき適切な目標事業量を定めます。

■ファミリー・サポート・センター事業

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会員数	499 人	577 人	630 人
	提供:155人	提供:171 人	提供:183 人
	依頼:319 人	依頼:379 人	依頼:349 人
	両方:25 人	両方:27 人	両方:28 人
利用件数	1,552 件	1,619 件	2,001 件
設置箇所数	1 か所	1 か所	1 か所

■「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

ファミリー・サポート・センター事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(1~4年生)	950 人日				
②量の見込(5~6年生)	70 人日				

(11) 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持増進を図り、安全、安心な妊娠、出産に資するために適切な健診を行う事業です。市では妊婦の健康管理を目的とし医療機関に委託して健診を実施しており、14 回までの公費助成を行っています。出生の届出や母子手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込(健	診回数)	606 人	598 人	586 人	575 人	565 人
	実施場所	●か所	●か所	●か所	●か所	●か所
②確保の内容	実施体制	●人	●人	●人	●人	●人
と 唯体の内台	検査項目	●項目	●項目	●項目	●項目	●項目
	実施時期	•~•	•~•	•~•	•~•	•~•

4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策

認定こども園の設置時期と普及に係る考え方、質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育 て支援の役割と推進策、幼保小の連携の取り組みの推進等に関する事を記載します。

国の考え方

- 〇認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- ○質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 〇幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 〇保幼小連携、O~2歳に係る取組と3~5歳に係る取組の連携

第5章 計画のその他の事項

子ども・子育て支援事業計画の任意の記載事項に加え、あきる野市次世代育成支援行動計画の 評価を踏まえた子育て支援施策も掲載をします(市の諸計画において実施している内容は除きま す)。

任意の記載事項

1 産後の休業及び育児休業後におけ る特定教育・保育施設等の円滑な利 用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、 教育・保育施設、地域型保育事業を円滑に利 用できるよう、休業中の保護者に対して情報 提供等を実施します。

2 子どもに関する専門的な知識及び 技術を要する支援に関する東京都が 行う施策との連携

児童虐待の予防・防止対策の充実、障害児 等の特別の支援を要する子どもへの施策の 充実、ひとり親家庭の自立支援の推進等、東 京都が行う施策との連携を図るとともに、市工工 の施策に関連する各機関や団体との連携を 進めます。

3 労働者の職業生活と家庭生活との 両立が図られるようにするために必 要な雇用環境の整備

仕事と家庭生活の調和の実現のための働 き方の見直しを図るために、東京都、市内の 事業所、関連する各種団体と連携しながら、 市の実情を踏まえた取り組みを進めます。

あきる野市次世代育成支援行動計画から 継続予定の施策及び事業一覧

事業 1 地域における子育ての支援 (1)子育て支援サービスの充実 幼児クラブ 児童館の整備、事業内容の充実 放課後子ども教室 幼稚園における就園前児童の子育て支援事業 (2)保育サービスの充実 保育園・幼稚園の園庭開放 障がい児保育事業 (3)子育て支援のネットワークづくり 子育て関連情報提供の推進 子育てグループ等への支援 保育所:幼稚園地域活動 保育所・幼稚園・児童館における子育て相談の充実 2 子どもの成長を通した健康づくり (1)母と子の健康の維持・増進 母子健康手帳の交付 母親学級(母性科、育児科) 訪問指導 育児相談•一般相談 3 子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備 (1)次代の親の教育 子育てに関する意識についての啓発活動の推進 保育園・幼稚園・学校との連携 幼児教育に対する支援 4 子どもの健やかな成長に資する教育環境等の整備 (1)ひとり親家庭等への支援の充実 ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 児童育成手当の支給 児童扶養手当の支給 ひとり親家庭医療費の助成 東京都母子福祉資金 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業 母子家庭高等技能訓促進費事業 母子•女性相談 (2)子ども等の安全の確保

子どもの安全の確保

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は、庁内関係各課、関係機関団体と連携して推進を図るとともに、市内の教育・保育事業者、学校、事業所、市民と連携と協働を推進し、子ども・子育て支援施策の充実に取り組みます。

2 進捗状況の管理

本市における子ども・子育て支援施策の推進に向け、子ども・子育て支援事業計画に基づく各施策の進捗状況に加え、事業計画全体の成果についても「あきる野市子ども·子育て会議」で点検・評価をしていきます。

また利用者の視点に立った事業の提供を図るため、各種指標を設定し、年度ごとの点検・評価を行い、施策の改善に努めます。